

マイナンバーカード

マイナンバーカードを郵送で受け取るサービスを開始します

問市民課 ☎(082)420-0925

7月1日(土)から、郵送で受け取るための申請受付を開始します

申請時に条件を満たした人は、本人限定郵便または簡易書留郵便でカードを受け取れます。

対①～④に当てはまる人

- ①本市に住民登録がある人
- ②マイナンバーカードを初めて作る人
- ③申請後3か月以内に転居・転出予定がない人
- ④本人がマイナンバーカード申請時に郵便での受け取りを申請する人

郵便での受け取りの申請受付日/7月1日(土)から
※6月30日(金)までに、マイナンバーカードの申請をする場合は、郵便では受け取れません。

持①官公署発行の本人確認書類(原本、有効期限内のもの)【A】1点、または【B】2点

②通知カード

※紛失している場合の本人確認書類は、【A】1点と【B】1点

③住民基本台帳カード(持っている人)

【A】顔写真付きの次の書類 (例) 運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別永住者証明書など
【B】「名前、生年月日」または「名前、住所」が記載された次の書類 (例) 健康保険証、年金手帳、学生証、医療受給者証など

※申請者が15歳未満の人または成年被後見人の場合は、法定代理人の代理権確認書類(申請者本人が15歳未満で、本籍地が東広島市の場合または法定代理人と同一世帯で親子の確認ができる場合は不要です)と法定代理人の本人確認書類を持って一緒に来庁してください。

マイナンバーカードの受け取りはお早めに!

交付通知書が届いている人で、まだマイナンバーカードを受け取っていない人は早めに受け取りに来てください。マイナポイント(2月末までにマイナンバーカードを申請された人対象)の申し込みの締め切りは、9月末です。



マイナンバー

オープン グラウンド・ゴルフ場の利用を開始します

問都市整備課 ☎(082)420-0955

東広島運動公園内に8ホール2コースで天然芝のグラウンド・ゴルフ場を整備しました。

日7月24日(月) 9:00から

場東広島運動公園内



※利用に関する詳細は、市ホームページをご確認ください。

生ごみ削減 生ごみ消滅体験! 参加者募集

問廃棄物対策課 ☎(082)420-0926

キエーロは、黒土などを利用した消滅型の生ごみ処理容器。キエーロの使い方を学んで、家庭から出る生ごみを減らしませんか。講習会参加者にはキエーロを1台無料配布(半年間のモニタリング協力が必要)。

日7月27日(木)・28日(金)いずれも13:00~15:00

場道の駅 湖畔の里福富 多目的室

対市内在住の小学生とその保護者

定30世帯(15世帯×2日間)(先着)

申申込フォーム(7月7日(金)から受付)

※市公式LINEアカウント要登録



申込フォーム



※土は別途ご用意ください。

お知らせ

令和5年9月28日から、造成行為・土石の堆積行為に対して新たな規制が始まります

問開発指導課 ☎(082)420-0959

5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称/盛土規制法)」が施行されました。東広島市では、9月28日に、県により規制区域(宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域)の指定が行われ、新たな規制が開始されます。

規制区域や規制内容

本市は、市内全域が新たな規制区域となる予定です。市内全域で、土地の利用目的にかかわらず、一定の規模以上の土地の形質の変更(切土・盛土)、一時的な土石の堆積に対して事前に許可を受ける必要があります。

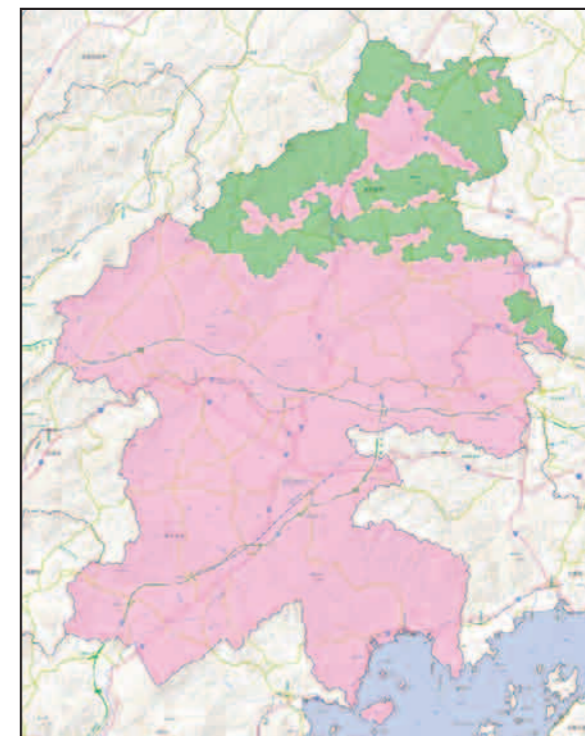
規制区域の種類	規制区域指定の考え方
宅地造成等工事規制区域(ピンク色の区域)	市街地や集落、その周辺など、人家などに危害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域(緑色の区域)	市街地や集落から離れているものの、地形などの条件から人家などに危害を及ぼしうるエリア

※県条例により、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域は、同じ規制内容となる予定です。

※県全域の規制区域などの指定に関することは、県ホームページをご覧ください。

問県土木建築局都市環境整備課

☎(082)513-4143

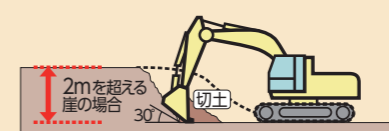


許可の対象となる行為

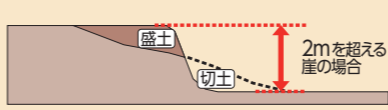
①盛土で高さが1m超の崖となるもの



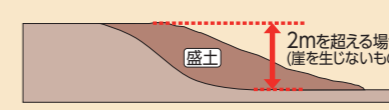
②切土で高さが2m超の崖となるもの



③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖となるもの



④盛土で高さが2m超となるもの



⑤盛土または切土する土地の面積が500m²超となるもの



⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m²超となるもの、または面積が500m²超となるもの



新規制の開始にともなう注意点

- ・盛土規制法の運用開始に伴い、関係規定(都市計画法に基づく開発許可の技術基準等)も改正されます。
- ・新規制区域指定後(9月28日以降)の許可申請は、改正後の基準が適用されます。
- ・新規制開始前に、既に着手していた許可対象の行為(土砂条例による許可を受けた埋立行為を含む)は、10月18日までに届出が必要です。
- ・新規制区域における許可申請にあたっては、周辺住民への事前周知などが必要となり、工事の規模などによって、中間検査・定期報告が必要となります。

新しい保険証を7月下旬に送付します

8月になっても新しい保険証が届かない場合はお問い合わせください。

※現在の保険証の有効期限は7月31日(月)です。8月1日(火)以降は、必ず新しい保険証を使用してください。



保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は令和6年7月31日(水)です。次の人は、有効期限が短いことがあります。

- ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料に未払いがある人
- ・70歳または75歳になる誕生日が令和5年8月2日～令和6年7月31日の人
- ・学生で今年度卒業予定の人
- ・令和6年7月31日までに在留資格が切れる外国人

職場の健康保険などに加入したときは…国民健康保険の脱退手続きを忘れずに

職場の健康保険などに加入しても、自動的に国民健康保険を脱退するわけではありません。新しい保険に加入したときは、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

医療費が高額になりそうなときは…「限度額適用認定証」をご利用ください

事前に医療機関の窓口へ認定証を提示しておくこと、医療費の負担を抑えられる場合があります。認定証の交付には申請が必要です。70歳以上の人は、認定証が不要となる場合がありますのでお問い合わせください。

オンライン資格確認を導入済みの医療機関や薬局では、事前の申し出により、原則として認定証を提示しなくても限度額が適用されます。

納税通知書・納入通知書を7月中旬に送付します

令和4年中の所得を基に算定した保険税・保険料の通知書を7月中旬に送付します。国民健康保険税は世帯主へ、後期高齢者医療保険料は本人へ送付します。

後期高齢者医療保険料の軽減制度

次の所得などの被保険者は、保険料の一部が軽減されます。7月中旬頃に送付する案内をご確認ください。

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	均等割額の軽減割合
① [43万円] ※以下	7割
② [43万円 + 29万円 × 被保険者数] ※以下	5割
③ [43万円 + 53.5万円 × 被保険者数] ※以下	2割

※給与所得者などが2人以上の場合は、次の計算式を追加する「10万円 × (給与所得者の人数 - 1)」
給与所得者などは給与所得または公的年金などに係る雑所得(控除があれば控除後)が1円以上ある人

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免は終了しました

令和4年度までのものについて申請がある場合はお問い合わせください。



国民健康保険税を口座振替で納付すると抽選ですてきな賞品が当たります

広島県では、国民健康保険税の納付方法を原則口座振替としています。口座振替促進のため、新たに登録した人中から抽選で賞品が当たる県内統一のキャンペーンを実施します。納税通知書に同封のチラシや市ホームページをご覧ください。



対次の全てを満たす人

- ①対象期間中に新たに口座振替を登録している人
- ②納期が到来している保険税を滞納していない人
- ③対象期間の末日時点で被保険者の資格がある人

申口座振替を登録

保険料の納入通知書を送付します

第1号被保険者(65歳以上の人)の今年度の介護保険料の納入通知書を7月中旬に送付します。納入通知書は、納付方法によって様式が異なります。

徴収方法	納付方法	納入通知書様式
特別徴収	受給年金から納付	納入通知書
普通徴収	納付書 金融機関またはゆうちょ銀行の窓口	納入通知書・納付書・口座振替依頼書
	口座振替	届出した口座からの振替納付 納入通知書

保険料の算定

保険料は、保険料基準額をもとに、本人と世帯の市町村民税課税状況や本人の課税年金収入金額と合計所得金額に応じて算定されます。

保険料納付は期限内に

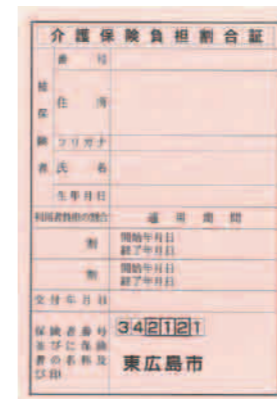
保険料を納めないと、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要となったときのためにも、保険料は期限内に納めましょう。

保険料の普通徴収開始

7月から今年度の普通徴収が始まります。納期は、7月～令和6年2月の8期です。昨年度は普通徴収だった人でも、今年度の途中から特別徴収に切り替わる場合があります。

介護保険負担割合証

利用者負担分(1～3割)は、要介護(要支援)認定者に交付している「介護保険負担割合証」に記載しています。現在の負担割合証の有効期限は7月31日(月)です。対象者には7月下旬に新しい負担割合証を送付します(更新手続きは不要です)。



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合、介護保険料の減免が受けられることがあります(令和3年4月1日～令和5年3月31日が納期限の保険料が対象です。賦課権の期間制限により減免できないことがあります)。

①	必要書類	世帯の生計を主として維持する人が死亡または重篤な症状を負った第1号被保険者 ・死亡の事実や日付が分かる書類(死亡診断書や死体検案書など) ・障害や傷病の程度が分かる書類(医師の診断書など)
②	必要書類	世帯の生計を主として維持する人の収入が減少した第1号被保険者 ・収入の減少が分かる書類(給与証明書など)

介護保険負担限度額認定証の更新

要介護(要支援)認定者で所得の低い人が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、「介護保険負担限度額認定証」を提示すると、食事や居住費の自己負担額が軽減されます(※)。

※本人と配偶者と世帯の課税状況、本人と配偶者の資産状況などにより判定します。非課税年金(遺族年金、障害年金など)も所得要件の対象です。現在の認定証の有効期限は7月31日(月)です。更新手続き/更新用申請書(6月下旬に送付)を提出またはマイナポータルの電子機能「ぴったりサービス」から申請添付書類/同意書、全ての通帳の写しなど預貯金や有価証券などの資産が確認できる書類



締8月31日(木)

申介護保険課または各支所・出張所